

スマートステーションサービスまたは ケーブルプラス STB サービスの利用に関する規約

2022 年 7 月 1 日以降版

（総則）

知多メディアネットワーク株式会社（以下「会社」といいます。）は、デジタル放送サービス契約約款（以下「放送約款」といいます。）とインターネット接続サービス契約約款（以下「インターネット約款」といいます。）に規定するサービスを受けるものに対し、このスマートステーションサービスまたはケーブルプラス STB サービスの利用に関する規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、スマートステーションサービス（以下「STVB サービス」といいます。）またはケーブルプラス STB サービス（以下「C+STB サービス」といいます。）を提供します。（以下、本サービスを受けるものを「加入者」といいます。）

（用語の定義）

本規約において使用する用語は、放送法（以下「法」といいます。）または電気通信事業法及び関連法令等において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使います。

用語	用語の意味
(1)Smart TV Box	STVB サービスの提供に限り使用される、放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器で、品番がC01AS シリーズのもの（以下「STVB」といいます。）
(2)ケーブルプラス STB	C+STB サービスの提供に限り使用される、放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器で、品番がC02AS シリーズのもの（以下「C+STB-1」といいます。）および C03AS シリーズのもの（以下「C+STB-2」といい、「C+STB-1」と合わせて以下「C+STB」といいます）
(2)au ID	KDDI 株式会社が発行する au ID（以下「au ID」といいます。）
(3)コンテンツ	会社や提携事業者等が提供する各種の有償または無償のコンテンツ（以下「コンテンツ」といいます。）
(4)コンテンツサービス	コンテンツサービスは、コンテンツを提供するサービス。インターネット接続サービスの一つの機能として提供されるサービスであり、インターネット接続サービスに関する規定を全て準用します。

（規約の適用）

本規約は、会社が提供する STVB サービスまたはC+STB サービスに関し適用されるものとします。

2 会社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

3 放送サービスについては放送約款、インターネット接続サービスについてはインターネット約款に規定されている事項と、本規約に規定されている事項に矛盾がある場合は、本規約を優先します。特段断りが無い場合は、それぞれのサービスに関する規定は、それぞれの約款の規定に準じます。

4 会社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

・ (提供するサービス)

会社及び提携事業者は STVB サービスまたは C+STB サービスの加入者に対し、そのサービス区域内で、次のサービスの提供を行います。ただし、インターネット接続サービスに加入していない C+STB サービス加入者についてはこの限りではありません。

- ・ 会社が提供するサービス
 - ・ 会社は、放送約款及びインターネット約款ならびに本規約に基づき、STVB または C+STB を設置します。
 - ・ 会社は、STVB または C+STB を利用したコンテンツサービスを提供します。
 - ・ 自動的に利用可能となるコンテンツ
STVB または C+STB の利用に際し、別記 1 に規定するサービスが自動的に利用可能となります。また、会社が別に定める利用条件等を遵守いただくものとします。
 - ・ その他コンテンツ

会社が別に定める利用規約を承諾いただくことで利用可能となります。

- ・ 提携事業者が提供するコンテンツサービス
提携事業者は、次のコンテンツサービスの提供を行います。会社は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損もしくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、会社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。
 - ・ セキュリティソフトウェア
別記 2 に規定するコンテンツサービスが提供されるため、本コンテンツサービスの提携事業者が別に定める規約に同意していただきます。なお、STVB または C+STB を利用いただく場合は、本コンテンツサービスが自動的に利用開始となることを承諾していただきます。
 - ・ その他提携事業者提供のコンテンツ
提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されます。
本コンテンツサービスの利用に際しては、本規約の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守いただきます。

- 2 前項に定めるサービスは、会社及び提携事業者の都合により変更もしくは終了することがあります。

・ (au ID の提供)

STVB または C+STB の利用には KDDI 株式会社が提供する「au ID」が必要となります。ただし、インターネット接続サービスに加入していない C+STB サービス加入者については、この限りではありません。

- 2 加入者は STVB または C+STB を利用する場合は、KDDI 株式会社が別に定める「au ID 利用規約」に同意していただきます。また、STVB または C+STB 1 台につき 1 個の「au ID」を予め提供しますので、申込時に暗証番号を設定していただきます。
- 3 加入者は、STVB または C+STB 上で利用されたコンテンツに対する課金及び問い合わせ等のために、前項で払い出された「au ID」が設定されている STVB または C+STB の機器情報を、会社が KDDI 株式会社および JCOM 株式会社へ提供することについて承諾いただきます。
- 4 第 2 項で提供された「au ID」は、契約者が STVB または C+STB サービスを解約した場合においても、自動的に解除はされません。解除する場合は、提供元の KDDI 株式会社へ解除手続きを行うものとします。

・ (提供条件)

STVB サービスまたは C+STB サービスは、放送約款に定めるデジタル放送サービス(ハッピーNext/ハッピーコース、劇スポNext/劇スポコース、ベーシックNext/ベーシックコース、スリムNext/スリムコース、ライトコースのいずれか。ただし C+STB-2 はライトコースを除く)とインターネット約款に定めるインターネット接続サービスを同時に利用する加入者に限り、提供します。ただし、C+STB サービスに限り、デジタル放送サービスのみ利用する加入者にも提供します。

- 2 STVB または C+STB を利用したインターネット接続サービスには、インターネット約款に定める第 22 条(利用停止)を準用します。

- 3 加入者が、放送約款及びインターネット約款に定める規定に反していると会社が認める場合、STVB サービスまたは C+STB サービスを提供しないことがあります。
- 4 会社は前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項に基づく申込みを承諾しないことがあります。
 - ・ KDDI 株式会社が定める「au ID 利用規約」に同意いただけない場合。
 - ・ 別記 2 の提携事業者が別途定める規約等に同意いただけない場合。

・ (継続利用期間)

STVB サービスまたはC+STB サービスの継続利用期間は、別に定めるものとします。

- 2 コンテンツについては、各種コンテンツの定めに従います。

・ (利用料金)

加入者は別表に定める料金表に従って STVB サービスまたは C+STB サービスの利用料を支払うものとします。

- 2 加入者が第 5 条第 2 項で提供された「au ID」を利用し、STVB またはC+STB の画面上で各種コンテンツ等の規約に同意し購入したコンテンツ等の債権の一部は、会社が KDDI 株式会社から au かんたん決済を通じて、その債権の譲渡を受け、会社の債権として前項の利用料と合わせて計算し、加入者は支払うものとします。
- 3 加入者は、加入者の責めによらない理由により、STVB またはC+STB の利用ができない状態が発生した場合においても、第 4 条に定めるコンテンツサービスは、提携事業者が定める規約により、利用料の支払いを要します。
- 4 会社は、STVB サービスまたは C+STB サービスの料金を変更することがあります。
- 5 支払い方法その他については、放送約款、インターネット約款に基づいて取り扱います。

・ (消費税)

加入者が会社に対し STVB サービスまたは C+STB サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、加入者は、会社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

・ (責任の制限)

会社は、STVB サービスまたは C+STB サービスの内容を変更又は終了することがあります。変更又は終了によっておこる損害の賠償には応じません。

- 2 会社は、STVB サービスまたは C+STB サービスの中断、天災、事変その他会社の責に帰さない事由によるサービスの提供の停止に対する損害賠償には応じないものとします。
- 3 会社は、STVB または C+STB の利用により発生した加入者と第三者間に生じた損害(第 4 条第 1 項の提携事業者によるコンテンツサービスにより生じた損害を含む。)、及び STVB または C+STB を利用できなかったことにより発生した加入者と第三者間との間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

・ (免責)

STVB サービスまたはC+STB サービスに関して、会社が加入者に対する負担の責任は、第 10 条の規定によるほか、次に該当する場合には、損害賠償責任は発生しないものとします。

- ・ STVB または C+STB に接続する加入者所有等のデジタル録画機器、外付けハードディスク等の利用について、録画再生機能の不具合及び録画物等(蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。以下同じとします。)の消失、破損等が生じた場合。また、STVB または C+STB 等機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合。

- ・ STVB または C+STB(蓄積、記録用媒体等)に保存された各種ソフトウェアの消失、破損等が生じた場合。
 - ・ STVB またはC+STB と連携する加入者所有等のタブレット型パーソナルコンピュータ、スマートフォン等が正常動作しなかったことにより不具合が発生した場合。
 - ・ 第 4 条第 1 項(2)の①に規定するセキュリティソフトウェアの不具合が発生した場合。また、そのセキュリティソフトウェアの動作不良等により損害が発生した場合。
- 2 加入者は、STVB サービスまたはC+STB サービス提供期間中、STVB または C+STB を加入者自らの注意をもって管理し、移動、取り外し、変更、分解又は損壊しないものとします。これに反した場合は、加入者自身の負担により復旧するものとします。
 - 3 加入者は、会社が必要に応じて行う場合がある STVB または C+STB の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

・ (サービスの停止及び解除)

会社は、加入者が次のいずれかに該当すると判断した場合、加入者への事前通知又は催告なしに、直ちに当該加入者に対し STVB サービスまたは C+STB サービスの提供停止、又は利用資格の解除をすることができるものとします。この場合において加入者に損害が生じた場合であっても、会社は一切の責任を負わないものとします。

- ・ 会社への届出内容に虚偽があったことが判明した場合
 - ・ STVB サービスまたはC+STB サービスの提供を妨害した場合
 - ・ 本規約又は放送約款、インターネット約款のいずれかに違反した場合
 - ・ STVB または C+STB の利用に関連して、会社、他の加入者又は第三者に損害を与えたことが明らかな場合
 - ・ その他、会社が加入者として不適切と判断した場合
- 2 加入者が、第 6 条に定める提供条件のテレビサービス又はインターネットサービス解約、又は該当プラン以外への変更をしたときは、STVB サービスまたはC+STB サービスも同時に解約するものとします。
 - 3 前項による解約もしくは変更の場合、会社が提供した STVB またはC+STB を撤去いたします。その場合、加入者は撤去及び必要機器への交換に要する費用を会社に支払うものとします。

・ (貸与品について)

加入者は、会社からの貸与品の取扱いにおいては、十分に注意を行い、故障に際しては加入者の責に帰すべき理由のときには、その修理代金を全て負担するものとします。

- 2 加入者が、STVB または C+STB 及び関連付属機器等のウイルス駆除等の予防策を怠った場合、高所等からの落下、浸水、焼失及び滅失の場合は、理由の如何にかかわらず、加入者が修理代金もしくは損害金の全てを負担するものとします。
- 3 会社は、加入者からの要請に基づき、前 2 項に該当する故障した貸与品等の交換・修理等を行った場合、会社が交換・修理に要した費用を請求することがあります。
- 4 貸与品について、その機能に支障がない場合でも、外装の傷やシール等の痕跡等により、会社は機器損害金を請求することがあります。
- 5 上記第 1 項から第 4 項に該当しない場合で、貸与品に不具合が発生した場合、会社は交換もしくは修理を行います。
- 6 貸与品の交換及び修理に際して、貸与品内部に保存されているコンテンツやデータ等は全て消去します。保存が必要な場合は、加入者が事前に保存を行う必要があります。なお、有料のコンテンツは、会社もしくは au ID にて管理しているため、再度コンテンツをダウンロード等する際に料金を請求されることはありません。

・ (解約)

加入者は STVB サービスまたは C+STB サービスを解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前に会社に届け出るものとし、会社が受理した希望日を解約日とします。

・ **（休止）**

加入者は、会社が提供する STVB サービスまたは C+STB サービスの休止を申し出ることはできません。

・ **（知的財産権及び成果物の帰属）**

STVB サービスまたは C+STB サービス上で提供される全てのコンテンツにかかわる著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、その他の知的財産権は、すべて会社及び提携事業者に帰属します。加入者はコンテンツの利用のみできるものとし、コンテンツの二次利用及び第三者への転許諾等一切行うことはできません。

- 2 加入者がアンケート等で会社に回答いただいた内容等についての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、その他の知的財産権は、すべて会社に帰属するものとし、加入者は自己が回答した内容等につき著作権者人格権を行使しないものとします。

・ **（個人情報の取扱い）**

会社の保有する加入者個人情報については、会社が別に定める「個人情報の取扱いについて」及び放送約款、インターネット約款に基づいて適正に取り扱います。

- 2 会社は加入者の個人情報を次に掲げる目的のために利用するものとします。
 - ・ 加入者の確認や利便性の提供・向上、ならびにサービスを提供するための工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス、アフターサービス、変更・解約等に関する諸手続き、番組誌等の送付、及び料金請求や収納業務等のため。
 - ・ 加入者のテレビの視聴状況や本サービスの使用状況、ならびに操作に関する記録と加入者の個人情報を利用し、営業・販売の促進やプロモーション、お勧め情報の提供を行うため。また、これらについてアンケート調査及びその分析を行い、設備の保守及び新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図り、あるいは集計・分析を行い、統計資料を作成するため。
 - ・ 加入者に電子メール、郵便、電話等で連絡することにより、会社の各種サービス・キャンペーン・イベント又は業務提携先等の商品やサービス等の情報を提供するため。
 - ・ 加入者との電話対応時に通話録音することにより、お問い合わせ内容・ご意見・ご要望等を正確に把握し、サービスの向上に活かすため、及び対応品質の向上を図り顧客満足度を高めるため。
 - ・ 上記(1)～(4)のほか、加入者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。

・ **（利用情報の取扱い）**

会社は第 17 条の規定に基づき、視聴情報を含む利用情報を収集できるものとします。

- 2 会社は前項に規定のに基づき、収集した利用情報を動向分析に利用するものとします。
- 3 利用動向は、第三者へ開示することがあります。ただし、個人を特定できる情報の開示は行わないものとします。

・ **（準拠法）**

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

・ **（有効期限）**

本規約の有効期限は、契約締結日から 1 年間とし、その内容に変更がない限りは、さらに 1 年間の自動延長とし、それ以降もその内容に変更がない限りは、同様に 1 年間の自動延長を繰り返すものとします。

・ **（合意管轄）**

本規約または STVB サービスまたは C+STB サービスに関する一切の訴訟については、訴額に応じ、会社の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

・ **（定めなき事項）**

本規約及び放送約款、インターネット約款に定めなき事項が発生した場合には、双方誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

視聴履歴等の情報の取得と利用に関する特約

会社は、加入者又は加入者同一の世帯のものが視聴した番組の視聴履歴を収集することがあります。加入者は、ケーブルプラス STB を世帯で共有している場合、利用者全員の視聴履歴を収集することを、利用者全員に通知し、同意を得るものとします。

(1) 視聴履歴の取扱いの主体

知多メディアネットワーク株式会社

(2) 視聴履歴の取扱いに係る情報の項目

(ア) 視聴及び録画したチャンネル、番組、ならびにその番組の放送開始時刻と放送終了時刻

(イ) 視聴及び録画したチャンネルの視聴日時と視聴時間

(ウ) セットトップボックスのアプリケーション起動履歴及びボタン操作履歴

(エ) セットトップボックスの利用時間及び設定内容

(オ) B-CAS カード番号、C-CAS カード番号

(3) 取得の方法

セットトップボックスに接続された回線より視聴履歴等の情報が送信されます。

(4) 利用の目的

(ア) 個人を特定して利用する場合

- ・視聴履歴等の情報及び特性情報等に基づき、利用者の嗜好にあった情報の提供及び勧奨。
- ・会社が保有する加入者の個人情報との照合

(イ) 個人を特定しないで利用する場合

- ・放送サービス契約約款第 39 条に定める通りとします。

(5) 保存期間

取得から5年以内

※保存期間終了後は速やかに消去します。

(6) 利用者による関与

本特約に同意後でも、視聴履歴等の情報を送信(記録)するかどうかを選択することができます。なお、加入者の代わりに加入者同一の世帯の者が操作される場合、加入者の同意を得たうえで操作するものとします。

(7) 注意

- ・視聴履歴等の情報を送信(記録)しない場合でも、各チャンネル・番組を視聴できます。
- ・本特約への同意、視聴履歴の送信(記録)、送信停止(記録停止)は、セットトップボックスごとに管理されていますので、利用のセットトップボックス毎に設定ください。
- ・会社が利用者の視聴履歴を分析することにより、要配慮個人情報(本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等、その他取扱いに特に配慮を要する個人情報)の推知をおこなうことはありません。

(8) 視聴履歴等の情報の取得と利用に関するお問合せ窓口

知多メディアネットワーク株式会社

〒477-0031 東海市大田町下浜田 165 番地

電話: 0120-23-7707

別 表

1. 本サービスの利用料金

STVB 利用料金(月額)	2,200 円/台(税込)
C+STB 利用料金(月額)	990 円/台(税込)
C+STB-2 利用料金(月額)	1,320 円/台(税込)
C+STB-2+HDD 利用料金(月額)	テレビ利用料に含む ※

- ・ STVB サービスと同時に、会社が別途提供する iPad サービスをご利用いただいた場合、iPad 台数に関わらず、iPad サービス基本利用料金(月額)より 550 円(税込)を最大 36 か月分割引いたします。なお、STVB サービスを解約または iPad サービスを解約した場合、割引は終了いたします。
- ・ 利用料金には NHK 地上契約受信料および衛星契約受信料、オプションサービス利用料は含まれておりません。
- ・ STVB サービスにおける最低有料利用期間は、戸建住宅で 2 年間(24 か月)、集合住宅で 1 年間(12 か月)となり、期間満了前のご解約は残月数×2,200 円(税込)のお支払いをいただきます。C+STB サービスにおける最低有料利用期間は 6 か月となり、期間満了前のご解約は残月数×月額利用料金のお支払いをいただきます。※最低有料期間はキャンペーン等で変更になる場合もございます。
- ・ ※ハッピーNext、劇スポNext、ベーシックNext、スリムA/B/C Nextが対象となります。

2. 工事費・その他

出張費	工事管理、車両費	3,300 円(税込)
STVB または C+STB 設置費	・Smart TV Box またはケーブルプラス STB 設置	3,300 円(税込)
STVB または C+STB 撤去費	・Smart TV Box またはケーブルプラス STB 撤去	2,200 円(税込)
弁償費	・Smart TV Box 本体	55,000 円(税込)
	・ケーブルプラス STB 本体	33,000 円(税込)
	・ケーブルプラス STB 用外付けハードディスク	11,000 円(税込)
	・ケーブルプラス STB-2 本体	37,730 円(税込)
	・ケーブルプラス STB-2 用外付けハードディスク	11,000 円(税込)

別記 1(第 4 条関連)会社によるコンテンツサービス

コンテンツサービス	備考

別記 2(第 4 条関連)提携事業者によるコンテンツサービス

コンテンツサービス	提携事業者	備考
ウイルスバスター	トレンドマイクロ株式会社	

表記料金は特に記載のある場合を除きすべて税込みです。

附 則 本規約は 2022 年 7 月 1 日から適用します。

2023 年 6 月改正

2023 年 7 月改正

2024 年 1 月改正